

○飯塚市健幸プラザトレーニング室無料優待券交付要綱

平成27年9月15日

飯塚市告示第350号

改正 R元-80

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市健幸プラザ条例(平成27年飯塚市条例第18号)第11条第3項及び飯塚市健幸プラザ条例施行規則(平成27年飯塚市規則第47号)第10条に規定する飯塚市健幸プラザ(以下「健幸プラザ」という。)のトレーニング室利用における無料優待券(以下「無料優待券」という。)を交付するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(R元-80一改)

(交付対象者)

第2条 無料優待券の交付対象者は、運動初心者、運動疎遠者、健康無関心者及び特定保健指導対象者等で、日常生活における恒常的な運動習慣の意識を誘発し、行動変容を促進し、もって身体活動量を拡大することを目的として、市(指定管理者導入の場合を含む。)が実施する次条に規定する交付対象事業への参加者等とする。

(交付対象事業)

第3条 無料優待券の交付対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 健幸プラザにおける市主催のトレーニング体験教室及び各種健康運動教室
- (2) 健幸プラザにおける市主催の健康相談及び健康教育等の保健事業
- (3) 健康・福祉のつどい(市健康づくり所管課コーナーで行う事業に限る。)
- (4) 健康相談及び健康教育等の保健事業(第2号に定めるものを除き、市健康づくり所管課が指定するものに限る。)
- (5) 特定保健指導事業
- (6) 前各号に定めるもののほか、いづか健幸都市基本計画の基本理念に則し、市長が無料優待券の交付を適当と認める事業

(無料優待券の交付時期及び交付数)

第4条 無料優待券(1回分)は、前条に規定する交付対象事業終了後に交付するものとする。ただし、特定保健指導は、事後指導を実施するときに交付するものとする。

2 前項の規定により無料優待券(1回分)を交付された者が、当該無料優待券(1回分)を使用してトレーニング室を利用した場合は、更に無料優待券(3回分)を交付するものとする。

3 交付対象事業のうち複数回の開催で1期とする事業は、当該事業の最終回の終了後に無料優待券(1回分)を交付するものとする。

(使用期限)

第5条 無料優待券の使用期限は、運動効果を考慮し、当該無料優待券を交付した日の翌日から起算して3月が経過する日までとする。

附 則

この告示は、飯塚市健幸プラザ条例の施行の日から施行する。

(同条例は、平成27年飯塚市規則第46号で平成27年9月15日から施行)

附 則(令和元年7月17日 告示第80号)

この告示は、告示の日から施行する。